

障害のある子どもが  
自分の思いや願いを自由にあらわす権利と  
その支援のありかた

2026.4.1 弁護士 定者 吉人

目次

- 1 障害とは
- 2 障害のある子どもの思いを重く受け止め反映する
- 3 権利を知ること、権利に基づいて思いや願いをあらわすこと

## 1 障害とは

「障害」と「障害」

「害」という漢字には否定的なイメージがある。  
近年は、障害のある方の人権を尊重する社会の意識を醸成する目的から、「障がい」というひらがな表記が広く用いられている。  
他方で、国が定める法令や制度名などでは、引き続き「障害」という漢字表記が用いられている。

「障害がある子ども」と「障害のある子ども」

「障害がある」は「障害という問題がその人の中に存在する」と聞こえ、  
障害を個人の問題としてとらえる考え方に通じる。

「障害がある子ども」は、「医学モデル (medical model of disability)」という考え方と深く関係している。

障害の医学モデルと社会モデル

障害の原因をどうとらえるかについて、医学モデル (medical model) と社会モデル (social model) がある。

医学モデル 個人の身体・精神の「機能の欠如」や「異常」を障害の原因ととらえる。

社会モデル 社会の仕組みや環境の側にある「障壁（バリア）」を障害の原因ととらえる。

社会モデルでは、障害は「人そのものにある」ではなく「その人の周囲にある」。

国連の「障害のある人の権利に関する条約」（2006年採択）では、一貫して Persons with disabilities と書かれている。

障害が「その人の周囲にある」ことをあらわす、社会モデルの表現。

他方、「こどもの権利条約」（1989年採択）の第23条では mentally or physically disabled child と書かれている。

こちらは、障害がその人にあることをあらわす、医学モデルの表現。

二つの条約の「障害」についての表現の違いの理由

「こどもの権利条約」が国連で採択された1989年当時、国際的にはまだ「障害＝医学的・福祉的支援の必要性」とする理解が主流だった。

しかし、その後、障害当事者運動（特にイギリスの「障害者の権利運動」）が発展し、「障害は社会の障壁によって作られる（社会モデル）」という考え方が国際的に広まった。

その流れを受けて、2006年の「障害（障害）のある人の権利条約」では表現そのものを見直し、

「人が障害を“もつ”のではなく、“障害（バリアー）のある社会に生きている”」という視点が明確に打ち出された。

障害の社会モデルへの移行によってもたらされるもの

「保護の対象」から「権利の主体」へ

障害がある人を「他の人々と平等な権利を持つ社会の構成員」と見なし、障害を「治療や同情」の対象ではなく「人権の侵害」と認識する。

ノーマライゼーションを推進し、自己決定権を尊重する

障害のある人々が、施設ではなく地域で暮らし、自分の意志で生活を選び、社会に参加することを権利（自立生活の権利や自己決定権）として認め、実現す

る。

## ノーマライゼーション

「障害のある人の生活を、可能な限り、障害のない人の生活条件やパターンに近づける」という考え方。1950年代にデンマークで生まれた。

生活環境の確保：施設ではなく、地域の中でアパートや一戸建てといった「普通の住居」で暮らす。

社会活動への参加：働く、学ぶ、余暇を楽しむなど、社会のあらゆる活動に参加できる機会が保障される。

年齢・生活リズム・ライフサイクルの尊重：その人の年齢と発達段階に応じて、普通の人々が経験するのと同じような生活パターンや機会を持つ。

関係性の尊重：家族、友人、恋人といった人間関係を自由に築く。

ノーマライゼーションは、障害を持つ人が「社会から切り離された存在」ではなく、「多様な人間関係を持つ一人の個人」として、愛し、愛され、支え合うという人間の基本的な権利と感情生活を保障することを求める。

生活の量（サービスの提供）だけでなく、質（人間的な豊かさ）を重視する。

## 2 障害のあるこどもの、思いや願いを自由にあらわす権利

### こどもの権利条約 第12条第1項

#### 【英文】

1. States Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child, the views of the child being given due weight in accordance with the age and maturity of the child.

#### 【政府訳】

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

### 【定者の訳】

日本は、こどもに、自分に影響があることについて自由に思いや願い（views）をあらわす権利を実現しなければならず、こどもがあらわした思いや願いは重く受けとめられるようにしなければならない。

### 思いや願い（views）

英文では right to express those views と書いてある。そのこども自身が持っている考え、気持ち、希望、意見を指す。  
意見よりも幅広い。

そこで、ここでは「views」を「思いや願い」と訳すことにする。

障害のあるこどもにも、もちろん思いや願いはある

障害のあるこどもも、自分に影響がある、あらゆることについて、自分の思いや願いを持っている。  
障害のあるこどもに思いがないように感じるのは、周囲に居る者が、その思いを受け止めることができないから、あるいは受け止めようとしないから。

### こども基本法第3条（基本理念）と第11条（反映）

こども基本法 第3条 「意見」と書いている

「3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・・・が確保されること。

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され・・・ること。」

同 第11条 こちらも「意見」と書いている

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

## 障害者の「意見」 障害者基本法第10条第2項

「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」

## 障害のあるこどもへの「意見」表明・形成支援のサイクル

「意見」表明支援と「意見」形成支援は、明確に順番が決まっているというよりも、同時に、あるいは相互に影響し合いながら進められる。  
たとえば、形成（整理） → 表明（伝達） → 形成の深化 → 再表明

### 「意見」表明支援

意見表明における「意見」は「思いや願い」と広く理解する必要がある。「意見表明」とは、自分の思いや願い、考え、気持ち、希望などを他者に伝える行為。障害のあるこどもは言葉によるコミュニケーションが難しい場合があるが、言葉でなくても「思いや願いをあらわうことはできる。こどもにとって最も使いやすい手段を提供し、すべてを受け止めることが大事。

多様な手段の保障：言葉だけでなく、絵カード、写真、ジェスチャー、サイン、デジタルツール（AAC：補助代替コミュニケーション）など。  
視覚化：感情や要求を視覚的に表現できるツール（例：気持ちカード）を用意し、指差しなどで伝えられるようにする。  
環境とタイミング：落ち着いた場所で、一対一で関わる時間を確保し、急かさず十分な思考時間（間）を与える。

### 「意見」形成支援

「意見」形成（思いや願いを整理しまとめること）とは、自分の内面にある思いや感情を整理し、それを具体的な考えや選択としてまとめ上げるプロセス。

知的障害などがあるこどもの場合、この「整理する」部分に特に支援が必要。

#### 支援のポイント

情報の提供：「意見」形成・決定に必要な情報を、絵や図、簡単な言葉に置き換え、理解しやすい形で提供する。

こどもの思いや願いを尊重する：支援者が「こうあってほしい」という結論を期待せず、あくまでこどもの真の思いを探る。質問はオープンに。

こどもが納得して「意見」形成・決定をするプロセスが重要。

#### 決まった時間に思いを聴く

「この時間になれば必ず聞いてもらえる」という予測可能な機会を設ける。たとえば「寝る前の5分間」「夕食後の10分間」など、毎日決まった時間に、必ず一対一で向き合う時間を設ける。

話すのが苦手なこどもの場合は、「聴く」ことにこだわらず、思いや願いを紙に書いたり、絵に描いたりする時間とする。

#### 安心できる場所で思いを聴く

##### 安心できる場所

騒がしい場所ではなく、落ち着けるスペースやパーテーションで区切られた場所など、感覚的に過敏にならない環境を用意する。

##### 一対一の時間と場所

他の人の目を気にせず話せる一対一の時間・場所を確保する。集団の中では表現できなくても、一対一なら言葉が出てくることがある。

#### 思いをあらわす方法—こどもが自由に選ぶ

##### 視覚的なツール

絵カード、写真、チェックリスト、文字など。

動作（ジェスチャー）やサイン

動作やサインで示す方法を教える。

今の気持ちを伝える表現方法

「ハッピーメーター」や顔のイラストなど、気持ちの段階（うれしい、少し怒っているなど）を選んで、今の感情を示せるようにする。

pp 障害があるこどもが権利侵害に対処できるように

### 3 権利を知ること、権利に基づいて思いや願いをあらわすこと

障害のあるこどもも自分の権利を知り、自分の思いや願いを形成し、適切な方法で伝達・相談する一連のプロセスを身につけることが大切。

- ① 権利侵害に気づき、それを問題だと認識する力を育む。
- ② 権利侵害を訴える方法を教え、練習する。
- ③ 権利擁護のシステムとの連携。

- ① 権利侵害に気づき、それを問題だと認識する力を育む。

基本的な権利の学習：

「私には〇〇する権利がある」ということを、こどもにわかりやすい言葉や絵で伝える（例：暴力を受けない権利、いやなことは「いや」と言う権利）。

不快な感情の言語化：

不快な出来事があったときに、「怒っている」「悲しい」「怖い」などの感情に名前をつけられるよう支援する。「気持ちメーター」や表情の絵カードなど、視覚的なツールを使って、自分の感情を認識・表現できるようにする。

「良い触れ方・悪い触れ方」の学習：

プライベートゾーンの問題や、「人に勝手に触られるのはいやだと言っている」ということを明確に教える。

- ② 相談・伝達の練習（「意見」表明の具体化）  
権利侵害を訴える方法を教え、練習する。

そのこどもにとって信頼できる大人を確保する

「困ったときに助けを求められる人」（親、教員、相談員など）を数人特定し、その人たちの名前と連絡先をこどもがわかる場所に書いておく。

口頭での説明が難しい場合のために、「困っている」「助けて」といったメッセージを書いた SOS カードや、緊急時に使える簡単な絵カードを用意する。

ロールプレイによる練習

安全な状況のもとで、「もし〇〇されたら、どう言う？」「誰に伝える？」といったロールプレイを行い、実際に声を上げる練習をする。

※CAP Child Assault Prevention（こどもへの暴力防止）の頭文字をとった、予防教育プログラム。全国の学校、幼稚園、保育園などで広く実施されている。

安心、自信、自由の3つの権利  
NO、GO、TELL の3つのスキル

### ③ 権利擁護のシステムとの連携。

相談窓口と連携する  
相談窓口を確保しておく。

アドボケイトの活用

独立こどもアドボケイトの定期訪問を受け、こどもが権利侵害を受け声を上げる際にアドボケイトの支援が受けられることをこどもに伝える。

※司法面接 権利侵害が起きた場合の対処。虐待や事件、事故などの被害を受けたこどもや障害者などから、その被害に関する情報をできる限り正確に、かつ本人の負担を最小限に抑えて聴取する面接技法。二次被害を防止する。